

6Q-131A-202 (Rev.2.3)

平成 14 年 07 月 29 日発行

平成 24 年 10 月 03 日改定

平成 29 年 02 月 01 日改定

2019 年 10 月 01 日改定

建築物耐火性能評価申請要領

目 次

1. 性能評価の対象.....	2
2. 性能評価の手順.....	2
1) 事前打合せ.....	2
2) 申し込み.....	2
3) 性能評価委員会（受付時）.....	3
4) 部 会.....	3
5) 性能評価委員会（報告時）.....	3
6) 性能評価書の発行.....	4
3. 追加・設計変更の性能評価の申請について.....	4
4. 申請取り下げ及び審査中断について.....	4
5. 審査期間について.....	4
6. 手数料の納付.....	5
7. 性能評価案件の公表.....	5
8. お問 合 せ 先.....	5
資料(1) ルートC 評価のフロー.....	6
資料(2) 委員会資料構成例.....	7
資料(3) 委員会資料等の必要部数一覧.....	12
資料(4) 性能評価手数料.....	13
様式1、2、4	

1. 性能評価の対象

本要領は、建築物の下記性能評価における審査手順及び申請要領を示したものです。

- 1) 建築基準法施行令第 108 条の 3 第 1 項第二号の認定に係る建築物の性能（耐火）評価
- 2) 建築基準法施行令第 108 条の 3 第 4 項の認定に係る建築物の性能（防火区画）評価

2. 性能評価の手順（[資料\(1\)](#) ルートC委員会のフロー 参照）

1) 事前打合せ

性能評価案件については、事務局（性能評定課）と事前に打合せを行い、下記の事項を明確にして下さい。

- ①建築物の耐火設計方針
- ②性能評価の対象（全ての主要構造部）
- ③本評価対象建築物において、これ以外の大員認定を受けようとする構造方法等の名称

2) 申し込み

(1) 性能評価委員会が開かれる 2 週間前までに、下記の書類により事務局までお申込み下さい。

性能評価申請書

1 部

案件名の欄には、建築物名称を記載して下さい。（例 ビル：新築工事等は不要）
申請者等の押印が間に合わない場合は、その他必要事項を記載したもので結構です。委員会当日までに押印済のものをご提出ください。

(2) 性能評価委員会が開催される 1 週間前までに、下記資料を 1 部、事務局までご提出ください。

なお、資料に不備がある場合は、委員会当日午前中までに訂正の上、ご提出ください。不備が訂正されない場合は、受け付けられない場合があります。

1	評価対象（主要構造部）の耐火検証方法一覧： 様式2 ※「高度な検証を行う部分」と、「平成 12 年建設省告示第 1433 号による部分」とを、表や図面を用いて明確に区分してください。
2	委員会資料（ 資料(2) 委員会資料構成例 参照） ※区画図、火災区画図は必ず添付してください。

※各[様式](#)は、電子データ（Word、Excel）もご用意しておりますのでお問い合わせください。

(3) 性能評価委員会当日午前10時までに、委員会資料として下記の図書を必要部数（A3版；11部）提出してください（資料(2) 委員会資料構成例 参照）。

3) 性能評価委員会（受付時）

委員会では、受付の可否、部会担当委員を決定します。

原則として申請者の出席は不要ですが、必要に応じて申請内容のヒアリングを行う場合があります。ヒアリングの時間は別途ご連絡いたします。

4) 部 会

部会では、申請者による性能評価案件の具体的な説明に基づき詳細な検討が行われます。受付時の性能評価委員会での質疑応答を経過報告書の書式様式4にまとめ、部会資料（3部）とともに、第1回部会に提出していただきます。

部会においても質疑応答を様式4の書式にまとめ、追加資料とともに次回の部会が開催される場合は、その時に提出して下さい。

原則として部会以降の設計変更や追加等はできませんのでご注意ください。

5) 性能評価委員会（報告時）

部会での審議が終了しますと、担当委員は評価書（案）を作成し、性能評価委員会において報告を行います。申請者の方は委員等の指示により下記の資料（A3版；11部）を、報告委員会当日の午前10時までに提出してください（申請者の委員会へのご出席は必要ございません）。

①	追加検討資料： ・本委員会及び部会議事録 ・追加検討資料 ・各階区画図、断面図、立面図、部分詳細図	：様式4
②	評価対象（主要構造部）の耐火検証方法一覧	：様式2

・部数は資料(3)必要部数一覧によるものとし、事務局の指定する期日までに提出してください（①、 は一冊にまとめて提出してください）。

また、様式2～4については、最終修正が完了しましたら、データファイル（原則としてWord、Excel を使用してください）をEメールにて事務局に予め送付しておいて下さい。

・担当委員の報告及び、性能評価委員会での審議を基に「適合」「適合（確認事項有り）」「保留」の審議を行います。

「適合」・・・・・・・・・・・・ 審査終了

「適合（確認事項有り）」・・・・ 軽微な修正・追加検討・確認等を行った後、審査終了

「保留」・・・・・・・・・・・・ 再度部会にて継続審査を行います

6) 性能評価書の発行

性能評価委員会において審議終了後、翌日までにその結果を連絡します。

委員会等において訂正指示のあった内容を修正の上、性能評価書添付図書（別添、別紙）を作成し、1部ばらで事務局へ提出して下さい。提出された資料を基に性能評価書を作成し発行します。

別添につきましては、ばらで1部、必要部数以外に事務局に提出して下さい。

3. 追加・設計変更の性能評価の申請について

既に性能評価が終了している建築物で、設計に変更が生じた場合の取り扱いについては、まず建築主事等にご相談下さい。建築主事等の指導により設計変更の性能評価が必要な場合は、事務局にご連絡下さい。

4. 申請取り下げ及び審査中断について

申請者の都合により審査途中で申請を取り下げる場合は、申請取り下げ理由を明記した「申請(申込)等取り下げ届」を提出して下さい。

また、追加実験、資料の再検討を行うため、審査を2ヶ月以上中断する場合は、中断理由を明記した「審査中断書」を提出して下さい。審査の再開を希望するときは、提出日より「審査再開依頼書」を提出して下さい。提出日より審査を再開致します。

5. 審査期間について

審査期間は、性能評価委員会（受付時）から性能評価書発行までの期間とし、その期間は6ヶ月を限度とします。審査期間が6ヶ月を過ぎますと審査打ち切りとなり、再申請が必要となります。

6. 手数料の納付

性能評価手数料については、受付委員会後、請求書を送付致しますので記載する期日までに所定の銀行までお振り込み下さい。性能評価の途中で取り下げられても所定の手数料を申し受けます。手数料についての詳細は、[資料\(4\)](#)をご覧ください。

7. 性能評価案件の公表

性能評価された案件で申請者の了解が得られたものについては、性能評価の概要を当法人の機関誌「GBRC」等で公表致します。

8. お問い合わせ先

本要領、性能評価委員会の開催日時等に関するお問い合わせは、下記までお願い致します。

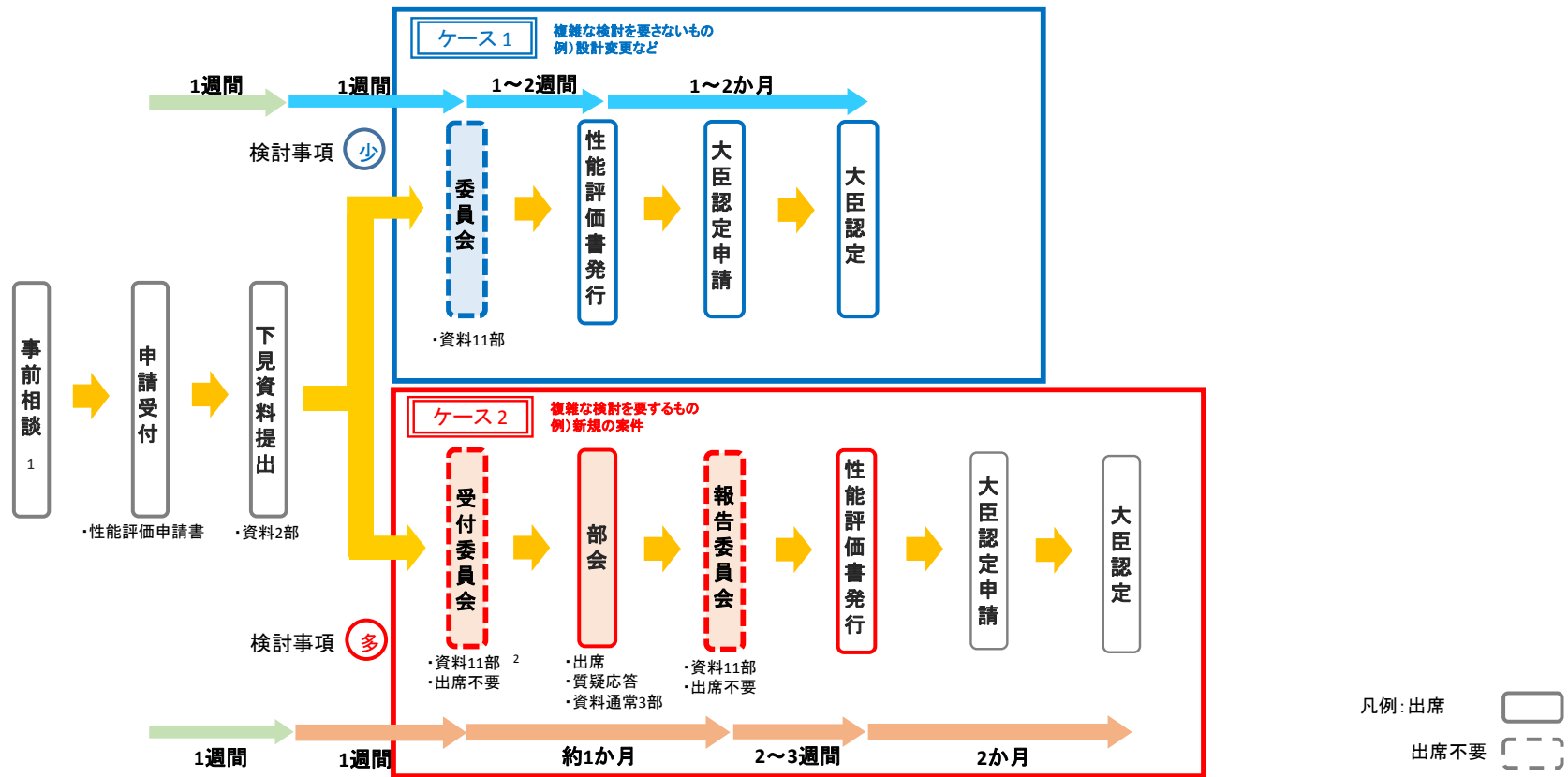
一般財団法人 日本建築総合試験所 性能評定課
〒540-0026 大阪市中央区内本町 2-4-7 大阪U2ビル・5F
TEL 06-6966-7600 / FAX 06-6966-7680
URL : <https://www.gbrc.or.jp/>



- ・地下鉄谷町線「谷町四丁目駅」(1番出口)より徒歩5分
- ・地下鉄堺筋線「堺筋本町駅」(1番出口)より徒歩7分

■ルートC評価のフロー

・設計変更の申請で、複雑な検討が必要でない場合は、委員会審議のみ(部会なし)で性能評価書を発行できる場合があります。(下記フロー図の「ケース1」)
 詳細は事務局までご相談ください。



※1: 防災計画の審査が必要な物件につきましては、特定行政庁や消防局に事前協議用として防災計画書を提出された段階で、同じものを事務局にもご提出ください(通常3部)。

※2: 受付委員会用の資料(11部)には、ルートBによる詳細計算書は不要です(ただし設定条件、計算結果などの概要は判るようにしてください)。なお、ルートBによる詳細計算書は別冊とし、別途1部ご提出ください。

委員会資料構成例

下表の記載事項は、性能評価における審議内容の対象となるものからリストアップしたものです。これを参考にして、申請者の判断で資料をまとめて下さい。

各資料には全てページ番号をつけてください。

1. 記載事項リスト〔性能評価〕

資料項目	記載事項		備考
目次	タイトル、見出し、ページ番号		
設計概要書 (例示)	建築概要	1. 建築物概要 2. 付近案内図 3. 建築計画概要 4. 構造計画概要 5. 設備計画概要 6. 内装計画概要 7. 各階防火防煙区画図	※パース添付してください 7.各階防火防煙区画図： ・火災室の設定方法がわかるように赤ラインをいれてください。 ・開口部の性能(特定防火設備、防火設備、その他)、区画部材の性能も明確に
	耐火設計概要	1. 耐火設計の方針 2. 評価対象(主要構造部)の耐火検証方法一覧：様式2 3. 耐火仕様一覧 耐火被覆厚さの色分け図(区画図、軸組図に色分け着色)	※「高度な検証を行う部分」と、「平成12年建設省告示第1433号による部分」とを、表などを用いて明確に区分してください。
	火災性状の算定	1. 火災室の設定 2. 屋内火災性状の算定 2.1 算定方針 2.2 算定条件 2.3 算定結果一覧 2.4 まとめ 3. 屋外火災性状の設定 3.1 算定方針 3.2 算定条件 3.3 算定結果一覧 3.4 まとめ	

資料項目	記 載 事 項	備 考
主要構造部の耐火性能 検証	1. 部(免震装置等)の耐火性能検証(高度な検証方法に基づく主要構造部の耐火性能検証)	
	2. 部耐火性能検証(告示第1433号に基づく耐火性能検証) 2.1 検証方針 2.2 屋内火災に対する耐火性能の検証 各部位ごとの設定条件一覧 柱、梁、床、・・・ 2.3 屋外火災に対する耐火性能の検証 各部位ごとの設定条件一覧 2.4 局所火災の検証 各部位ごとの設定条件一覧 2.5 結果	※ルートBによる部分は本編では概要のみ(設定条件、結果等)とし、詳細計算書は別冊としてください。
	3. 耐火性能検証結果のまとめ	
	設計図書	1. 建築図(平面図、立面図、断面図) 2. 構造図
耐火設計計算書 (別冊)	1. 屋内火災継続時間の算定 2. 屋内火災保有耐火時間の算定 3. 屋外火災保有耐火時間の算定 4. 梁、床、壁の作用荷重の算定	告示第1433号による部分(詳細計算)

2. 資料の内容について

・内容のまとめ方

提出資料(追加検討資料を含む)は、申請者の口頭説明がなくても内容を十分理解できるようにまとめて下さい。資料作成の主な注意事項は下記の通りです。

- (1) 設計や検討にあたっては、設計方針や検討方針を具体的に記述するとともに、検討結果や結論及びそれに対する申請者の判断を明確にしてください。
- (2) 採用した式や準拠した規定・規準等は、その出典を記載してください。
- (3) 見にくいものは、着色するなど手を加えて見やすいものにし、図などは凡例や説明文(タイトル)を記載してください。
- (4) 計算書のうち、検討に際して必要かつ重要なものについては、提出資料に記載してください。

委員会資料等の必要部数一覧

書類等	・性能評価 申請書	・委員会資料 (資料(2)参照) ・様式 2	・委員会資料 (資料(2)参照) ・様式 2	・様式 4 ・追加検討資料	・様式 4 (委員会 + 部会) ・追加検討資料 ・様式 2	性能評価書 (評価内容の概要、 別紙、別添)
書類の提出時期	委員会開催 の 2 週間前	委員会開催の 1 週間前	委員会(受付時) 当日午前 10 時まで	部会 開催時	委員会(報告時) 当日午前 10 時まで	委員会審査 終了後 (大臣認定申請前)
建築物 耐火性能評価	1 部	1 部	11 部	担当委員数 + 1 部 (通常 3 部)	11 部	バラ 別添 3 部 別紙 2 部

性能評価手数料 (消費税等は非課税)

(建築基準法施行規則 別表第二 による。)

評価項目	手数料 (円)	備考
令第108条の3第1項第二号の 認定に係る評価 (主要構造部の耐火性能)	310,000	床面積の合計が 500 m ² 以内のもの
	460,000	床面積の合計が 500 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの
	610,000	床面積の合計が 3,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの
	820,000	床面積の合計が 10,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの
	1,020,000	床面積の合計が 50,000 m ² を超えるもの
令第108条の3第4項の認定に 係る評価 (防火区画)	260,000	床面積の合計が 500 m ² 以内のもの
	410,000	床面積の合計が 500 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの
	550,000	床面積の合計が 3,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの
	720,000	床面積の合計が 10,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの
	870,000	床面積の合計が 50,000 m ² を超えるもの

- 1) 手数料は、評価の途中で取り下げられても所定の手数料を申し受けます。また、委員会にて評価中に耐火性能上、重要な設計変更を行った場合においても、取下げ扱いとさせていただく場合もありますのでご注意ください。
- 2) 評価終了後に耐火性能上重要な設計変更を行った場合、本評価結果が無効となる場合がありますのでご注意ください。

別添（法第 2 条第九号の二イ(2)に該当する主要構造部の構造方法）

別添（特定防火設備とみなす防火設備の構造方法）

建築物概要

性能評価番号		性能評価年月日		年 月 日		
建築物名称						
申請者						
設計者	一般					
	構造					
	監理					
施工者						
建築物概要	建築場所					
	地域・地区					
	用途					
	面積	敷地面積	m ²			
		建築面積	m ²			
		延べ面積	m ²			
	積	各階床面積	階数	床面積	階数	床面積
			階	m ²	階	m ²
			階	m ²	階	m ²
			階	m ²	階	m ²
階			m ²	階	m ²	
階			m ²	階	m ²	
階			m ²	階	m ²	
階			m ²	階	m ²	
階数	地上	階				
	地下	階				
	塔屋	階				
高さ	軒高	m				
	最高高さ	m				
	基準階階高	m				
	1階階高	m				
	地階階高	m				

構造	主体構造	骨組形式別			
		耐力壁その他			
		柱・はり 断面・材料 (鉄骨の 最大板厚)			
		柱・はり 接合部			
		床形式			
		非耐力 壁	外壁		
	間仕 切壁				
	構造上の特色				
	概要	免震材料	リニアスライダ -		
			鉛プラグ入り 積層ゴム		
オイルタ -					
変形限界			各免震材料について	mm	
		設備配管について	mm		
	擁壁等とのクリアランス	mm			
免震層配置図	種類、配置計画、耐火被覆材の概要など				

建築基準法施行令第 108 条の 3 第 1 項 第二号の認定に係わる評価対象（耐火構造）

耐火構造とみなす建築物の部分		屋内火災	屋外火災	計画内容	階	場所	火災性状の予測方法	保有耐火時間の予測方法	該当ページ
柱	非損傷性	/	/						
梁	非損傷性	/	/						
床	非損傷性 遮熱性	/	/						
屋根	非損傷性 遮炎性	/	/						
階段	非損傷性	/	/						
耐力壁	区画壁	非損傷性 遮熱性	/	/					
	外壁				非損傷性 遮炎性	非損傷性 遮熱性			
非耐力壁	区画壁	遮熱性	/	/					
	外壁				遮炎性	遮熱性			

- 1 : 仕様規定と異なる計画をしている部分について、別途構造図等に着色した図面（例：耐火被覆厚さの色分け図）を添付し、その部分を明確に示してください。
- 2 : 「高度な検証を行う部分」と、「平成 12 年建設省告示第 1433 号による部分」とをハッチング表示をする等で明確に区分してください。
- 3 : 上記以外で、必要に応じて追加検討が必要な場合がございます。

建築物避難・耐火性能評価委員会経過報告書

年 月 日提出

第 回 評価委員会 部 会	年 月 日	場所	(一財)日本建築 総合試験所	出席者	(建築物避難・耐火性能評価委員会)
					(事務局)
					(申請者、設計者)
計画名称					
提出資料等					出席者名を記載して下さい

指摘及び検討事項 (質問等を含む)	回答及び処置 (添付資料)	ページ
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 「指摘及び検討事項」には通し番号をつけ、「回答及び処置」にも同じ番号をつけてそれぞれの項目を対応させて表を作成して下さい。 </div>		